

今さら、聞けない!!

男女共同参画 の基本 2010 復習編

ちょっと
おさらいして
みました。

知ってるつもり!? の基本法…

「男女共同参画」という呼称が堅苦しいことを筆頭に、ジェンダーやエンパワーメントなど用語の難解さも重なって、男女共同参画の浸透には高いハードルがあることは否定できません。「共同参画」という用語についても、単に女性の参加の場を増やすだけでなく、あらゆる分野において政策・方針の決定、企画などに加わるなど、より主体的な参加姿勢を明確にするために平成3年から正式に使われ始めたもの。すぐに馴染まないのも当然です。

こんなハードルを乗り越えて、男女共同参画の知識習得や意識啓発に取り組んできています。しかし、働く女性を支援するものだという狭い分野についてのもとの捉えられ、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要だという大切なポイントがなかなか広まっていきました。特に男性の関心は高まらず、家庭内の“小さな”課題と捉えられてしまい、社会全体の問題としての議論がなかなか起こりませんでした。

固定的な性別役割分担意識(これも固い表現ですね)と言われますが「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は、以前に比べれば弱まっていますが、未だ根強く残っています。

男女共同参画が十分に進まなかった理由は、いくつも挙げられると思います。経済情勢の悪化、家族・地域の変容、そしてライフスタイルの変化も。それらを指摘していくよりも、まずは原点を見つめ直すことから始めてみては! というのが本稿でのメッセージです。まずはしっかり基本法を勉強しましょう…ということです。

※参考資料
内閣府男女共同参画局発行
パンフレット「男女共同参画社会の実現を目指して」
内閣府男女共同参画局編集・株式会社ぎょうせい発行
逐条解説「男女共同参画社会基本法」

男女共同参画社会基本法

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

この前文は、政府提案に無かったものですが、国会審議を通じて追加されました。

「(前略)その重要性は憲法に準じるものと申しまでも過言ではありません。このような基本法の中の基本法たる本法案につきましては、前文を置き本法制定の意義を明記し、もって、国民一人一人に男女共同参画社会の形成促進の重要性につき理解を深める必要があると考えます。(後略)」

以上、当時の参議院であった前文の趣旨説明です。“基本法の中の基本法”という表現が印象的です。堅苦しい法律文であるという印象は拭い去れませんが、意外とスムーズに読めます。また、十数年以上前に議論された内容ですが、現状とずれた様な指摘がほとんど見当たりません。

前文中に“最重要課題”となっている点は、他の施策と重要性についての優劣を比べた結果ではないこと。そして“基本理念”は、後述する第3条から第7条までに規定されています。

■ 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第1条では、法律の目的が「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」であることが規定されています。注目すべき点としては、「男女の人権が尊重され」と強調されていることです。単に人権の問題としているわけではありません。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
第一号 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
第二号 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第2条では、基本法の目的である男女共同参画社会の形成について定義付けしています。第一号の「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」が重要です。性別によって利益に違いは生じず、個人の能力によって均等に参画する機会が確保されて、個人の能力に応じて均等に利益を享受できるということ。

■ 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

第1条(目的)で「男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め」とあります。その基本理念が第3条から第7条として規定されています。

これらの基本理念は、国、地方公共団体、国民が第8条から第10条までに定められている責務を果たす上で基本となる考えなのです。以上で、男女共同参画社会基本法の【前文】【目的】【定義】【基本理念】の主要分について読み解いてみました。

男女共同参画社会基本法について、さらに詳しい資料をお求めの場合には、内閣府男女共同参画局のホームページ [http://www.gender.go.jp/]が参考になります。

